

# 第 35 期第 1 回 横浜市児童福祉審議会 [放課後部会]

日時：令和 7 年 6 月 30 日（月）

19 時 15 分～20 時 00 分

場所：市庁舎 18 階 みなと 6・7 会議室

## 議事次第

### 1 開会

### 2 議事

#### 報告事項

- (1) 令和 6 年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について

### 3 閉会

#### [資料]

- 資料 1 横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿
- 資料 2 横浜市児童福祉審議会放課後部会 事務局名簿
- 資料 3 横浜市児童福祉審議会条例
- 資料 4 横浜市児童福祉審議会運営要綱
- 資料 5 令和 6 年度 放課後児童健全育成事業 監査結果報告書
- 資料 6 監査結果報告

## 横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿

◎: 部会長    ○: 職務代理者  
 【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	文教大学人間科学部 准教授	○ あおやま てっぺい 青山 鉄兵	
2	千葉大学 名誉教授	◎ あかし よういち 明石 要一	
3	文教大学人間科学部 教授	かねふじ ふゆこ 金藤 ふゆ子	臨時委員
4	国士舘大学文学部教育学科 教授	すずき ゆうこ 鈴木 裕子	臨時委員
5	横浜市PTA連絡協議会 副会長	たかすぎ ようこ 高杉 陽子	臨時委員
6	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	へんみ しんいち 辺見 伸一	
7	横浜市小学校長会 副会長	ふじさき けんじ 藤崎 健児	臨時委員
8	横浜市子ども会連絡協議会 会長	まつもと ゆたか 松本 豊	臨時委員
9	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表	みうら なおみ 三浦 尚美	
10	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	臨時委員

※任期は令和8年10月31日まで

## 横浜市児童福祉審議会 放課後部会 事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
	青少年部長	田 口 香 苗
	放課後児童育成課長	河 原 大
	放課後児童育成課担当係長	井 上 響
	放課後児童育成課担当係長	江 場 貴 之
	放課後児童育成課担当係長	奈 木 修 人

## ○横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

## 横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 26 第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

## 横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：令和4年4月1日 こ企第32号（局長決裁）

### （総則）

第1条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和22年12月法律第164号）、同法施行令（昭和23年3月政令第74号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第5号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

### （臨時委員）

第3条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

### （部会）

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関すること。（第8項第1号関係） 2 その他、里親等に関すること。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関すること（第8項第5号関係） 2 保育所の設置認可に関すること（第8項第6号関係） 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること（第8項第7号関係） 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「保育・教育施設等」という。）における重大事故の検証に関すること（第8項第11号関係） 5 その他、保育に関すること。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（第8項第9号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。（第8項第2号関係） 3 児童虐待等の調査に関すること（第8項第12号関係） 4 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（第8項第13号関係）

	5 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第14号関係) 6 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(第8項第8号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事(第8項第10号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第3号及び第4号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかつて指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
  - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
  - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
  - (3) 児童福祉法第8条第9項に規定する事項
  - (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
  - (5) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
  - (6) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
  - (7) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (8) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (9) 児童福祉施設(第4条第8項第7号、第8号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (10) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第49号)第4条第1項に規定する事項
  - (11) 保育・教育施設等における重大事故の検証に関する事

(12) 児童虐待等の調査に関すること

(13) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項関係）

(14) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

（会議の公開）

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、審議会（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、同条例第31条第1項第2号及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

（守秘義務）

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、保育・教育部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和31年11月1日制定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

# 令和 6 年度 横浜市放課後児童健全育成事業 監査結果報告書

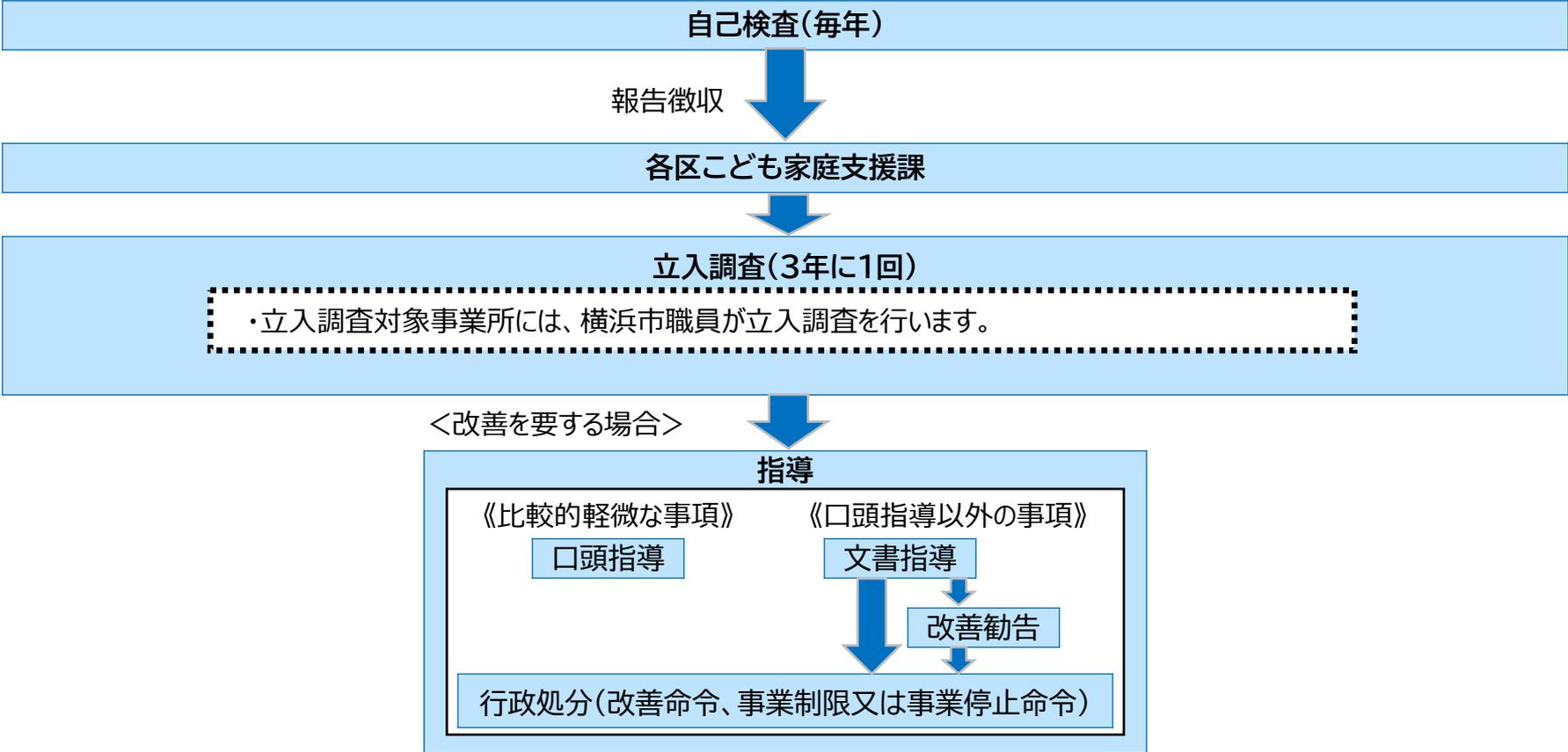
横浜市こども青少年局放課後児童育成課

令和 7 年 6 月

# 1. 概要

	監査
目的	「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を遵守した適正な運営がされているか否かを確認する
根拠法令	児童福祉法第34条の8の3
対象事業所	全ての放課後児童健全育成事業所
実施期間	令和6年7月～令和6年12月
自己検査	毎年
立入調査	原則 3年に1回

# 2. 監査の流れ



### 3. 対象となる事業所

種類	全事業所数	自己検査対象事業所数	うち立入調査対象事業所数
放課後 キッズクラブ	337か所	337か所	108か所
放課後 児童クラブ	228か所	228か所	93か所
その他 届出事業所	7か所	7か所	2か所
合計	572か所	572か所	203か所

# 4. 令和6年度監査結果報告 (自己検査)

## 4. 令和6年度監査結果報告（自己検査）

<自己検査の結果>（全58項目）

【事業所別適合状況】

種類	自己検査 対象事業所数	全ての項目が適合して いる事業所数(割合)	適合していない項目があっ た事業所数(割合)
放課後 キッズクラブ	337か所	226か所(67.1%)	111か所(32.9%)
放課後 児童クラブ	228か所	78か所(34.2%)	150か所(65.8%)
その他 届出事業所	7か所	0か所(0%)	7か所(100%)
合計	572か所	304か所(53.1%)	268か所(46.9%)

## 4. 令和6年度監査結果報告（自己検査）

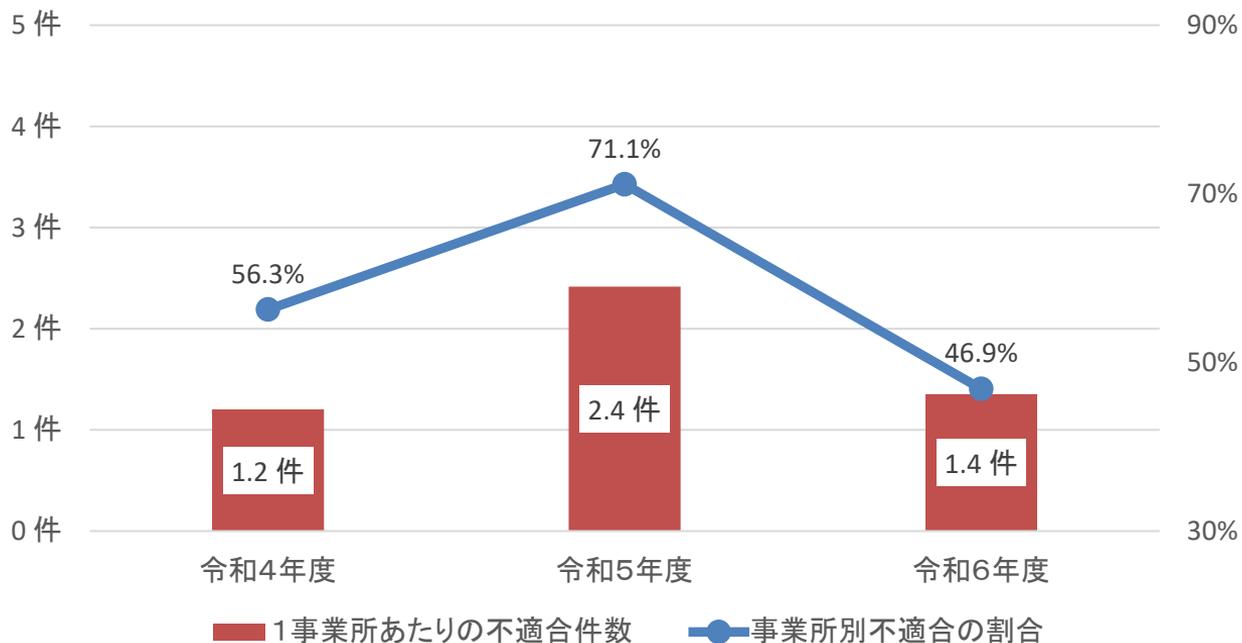
<自己検査の結果>（全58項目）

【指導監督基準に適合していない件数】

種類	総数 (事業所数 ×項目数)	基準適合件数 (割合)	基準不適合件数 (割合)	不適合件数/ 1事業所
放課後 キッズクラブ	19,546件	19,263件(98.6%)	283件(1.4%)	0.8件
放課後 児童クラブ	13,224件	12,770件(96.6%)	454件(3.4%)	2.0件
その他 届出事業所	406件	369件(90.9%)	37件(9.1%)	5.3件
合計	33,176件	32,402件(97.7%)	774件(2.3%)	1.4件

## 4. 令和6年度監査結果報告（自己検査）

### <自己検査の結果>



# 4. 令和6年度監査結果報告（自己検査）

## <自己検査の結果>

【指導監督基準に適合していない主な項目】 ※括弧内は令和5年度結果

項目		放課後キッズクラブ	放課後児童クラブ	その他届出事業所	合計
第5 安全計画の策定と措置					
(2)	安全計画を職員に対し周知し、定期的に(年1回以上)研修及び訓練を実施している。	22か所 (150か所)	33か所 (85か所)	1か所 (1か所)	56か所 (236か所)
(3)	安全計画に基づく取組の内容等を保護者へ周知している。	20か所 (145か所)	37か所 (84か所)	1か所 (3か所)	58か所 (232か所)

## 4. 令和6年度監査結果報告（自己検査）

### <自己検査の結果>

【指導監督基準に適合していない主な項目】 ※括弧内は令和5年度結果

項目		放課後キッズクラブ	放課後児童クラブ	その他届出事業所	合計
第6 業務継続計画の策定と措置					
(1)	感染症、非常災害等の発生時における、業務継続計画を策定している。	13か所 (-)	33か所 (-)	0か所 (-)	46か所 (-)
(2)	職員に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施している。	27か所 (-)	65か所 (-)	1か所 (-)	93か所 (-)

# 4. 令和6年度監査結果報告（自己検査）

## <自己検査の結果>

【指導監督基準に適合していない主な項目】 ※括弧内は令和5年度結果

項目		放課後キッズクラブ	放課後児童クラブ	その他届出事業所	合計
<b>第9 健康管理・衛生管理・安全確保</b>					
(1)	職員の健康診断を行っている	20か所 (28か所)	44か所 (51か所)	1か所 (11か所)	65か所 (90か所)
(4)	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、研修及び訓練の実施に努めている	19か所 (38か所)	32か所 (58か所)	2か所 (1か所)	53か所 (97か所)
(10)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている	21か所 (30か所)	18か所 (23か所)	0か所 (0か所)	39か所 (53か所)

# 5. 令和6年度監査結果報告 (立入調査)

## 5. 令和6年度監査結果報告（立入調査）

<立入調査の結果>（全58項目）

【事業所別適合状況】

種類	立入調査対象事業所数	全ての項目が適合している事業所数(割合)	適合していない項目があった事業所数(割合)
放課後 キッズクラブ	108か所	25か所(23.1%)	83か所(76.9%)
放課後 児童クラブ	93か所	18か所(19.4%)	75か所(80.6%)
その他 届出事業所	2か所	0か所(0%)	2か所(100%)
合計	203か所	43か所(21.2%)	160か所(78.8%)

## 5. 令和6年度監査結果報告（立入調査）

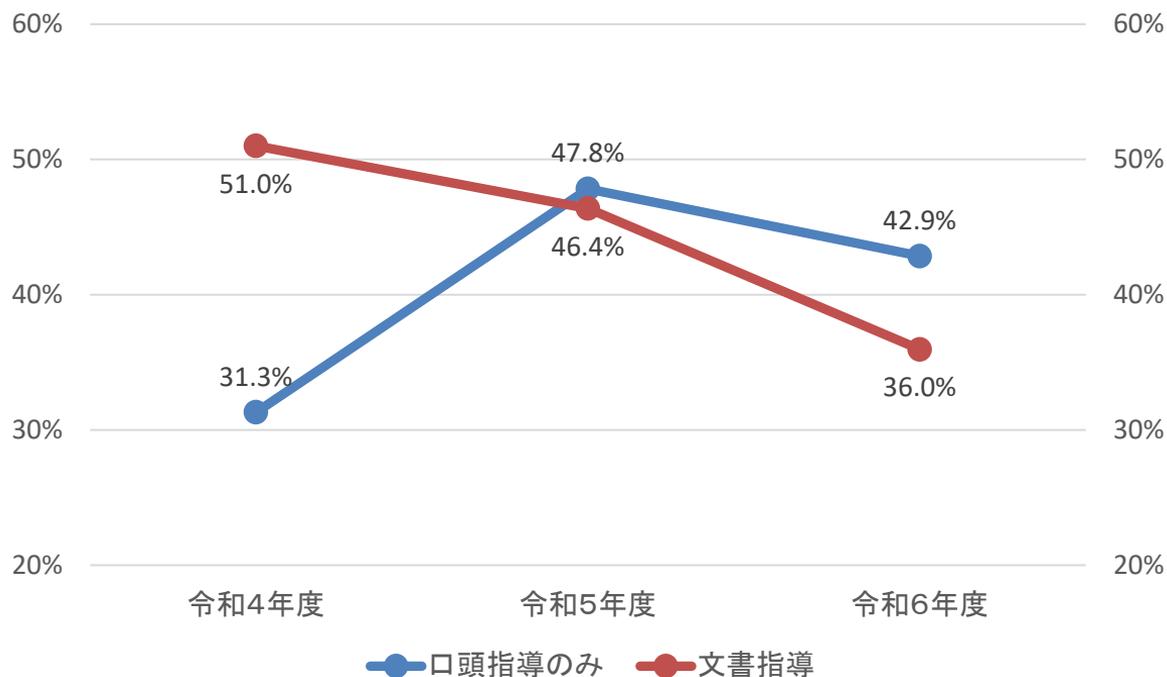
<立入調査の結果>（全58項目）

【口頭指導及び文書指導件数】

種類	総数 (事業所数 ×項目数)	改善指導件数	
		口頭指導	文書指導
放課後 キッズクラブ	6,264件	263件(100%)	205件(77.9%) 58件(22.1%)
放課後 児童クラブ	5,394件	347件(100%)	271件(78.1%) 76件(21.9%)
その他 届出事業所	116件	14件(100%)	11件(78.6%) 3件(21.4%)
合計	11,774件	624件(100%)	487件(78.0%) 137件(22.0%)

## 5. 令和6年度監査結果報告（立入調査）

### <立入調査の結果>



## 5. 令和6年度監査結果報告（立入調査）

### <立入調査の結果>

【改善指導を実施した主な項目（口頭指導）】 ※括弧内は令和5年度結果

項目		放課後キッズクラブ	放課後児童クラブ	その他届出事業所	合計
第6 業務継続計画の策定と措置					
(1)	感染症、非常災害等の発生時における、業務継続計画を策定している。	27か所 (-)	24か所 (-)	0か所 (-)	51か所 (-)
(2)	職員に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施している。	27か所 (-)	32か所 (-)	0か所 (-)	59か所 (-)

## 5. 令和6年度監査結果報告（立入調査）

### <立入調査の結果>

【改善指導を実施した主な項目（口頭指導）】 ※括弧内は令和5年度結果

項目		放課後キッズクラブ	放課後児童クラブ	その他届出事業所	合計
第9 健康管理・衛生管理・安全確保					
(1)	職員の健康診断を行っている。 (採用時及び年1回)	16か所 (21か所)	22か所 (28か所)	1か所 (0か所)	39か所 (49か所)
(6)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	21か所 (18か所)	15か所 (21か所)	1か所 (1か所)	37か所 (40か所)
(8)	食中毒の発生時や疑いがある場合は、各区福祉保健課に連絡し、必要な措置を講ずるなど、拡大を防ぐ体制が整っている。	23か所 (15か所)	15か所 (18か所)	1か所 (1か所)	39か所 (34か所)

# 5. 令和6年度監査結果報告（立入調査）

## <立入調査の結果>

【改善指導を実施した主な項目（文書指導）】 ※括弧内は令和5年度結果

項目		放課後キッズクラブ	放課後児童クラブ	その他届出事業所	合計
<b>第2 放課後児童支援員等の数及び資格</b>					
(2)	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2名以上(うち、一人を除き補助員でも可)配置している	15か所 (35か所)	13か所 (12か所)	1か所 (2か所)	29か所 (49か所)
<b>第9 健康管理・衛生管理・安全確保</b>					
(10)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている	8か所 (22か所)	13か所 (17か所)	0か所 (2か所)	21か所 (41か所)

# 6. 令和6年度監査結果報告 (総評)

## 6. 令和6年度監査結果報告（総評）

### 【自己検査】

- ・ 令和5年度に条例改正した項目の安全計画、業務継続計画について、令和5年度と比べて「適合していない」と回答した事業所は減少した  
⇒経過措置が終了した影響が考えられる。ただし、他の項目と比べると「適合していない」と回答した事業所は多い

### （参考）各種計画の策定期限

	令和5年度	令和6年度	令和7年度～
安全計画	努力義務 (経過措置)	義務化	義務化
業務継続計画	努力義務	努力義務	努力義務

## 6. 令和6年度監査結果報告（総評）

### 【立入調査（口頭指導）】

- ・努力義務となっている業務継続計画を策定していない事業所が多い
- ・感染症や食中毒の発生時に、各区福祉保健課にすぐに連絡できるような体制を整える必要があるが、令和5年度と比べて改善が進んでいない

⇒業務継続計画の策定は努力義務だが、計画を策定することで、非常時の児童の安全確保及び事業継続につながることの重要性を伝えていく必要がある。

## 6. 令和6年度監査結果報告（総評）

### 【立入調査（文書指導）】

・「適正な職員配置」「事故やケガを防止するための点検」の項目について、令和5年度から指摘件数は減少しているが、他の項目と比べて多い

・安全計画については令和6年度から策定が義務化となったが、一部の事業所において、計画が未策定または内容が不十分と指摘されている

⇒能登半島地震等、大規模な災害が発生している状況を踏まえ、子どもたちの安全を確保するため、事業所向け研修などを通じて引き続き災害に対して必要な対応がとれるよう啓発を行っていく

## 【自己検査結果】指導監督基準に適合していない項目※括弧内は令和5年度の数値

項目	放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
<b>第1 開所時間及び開所日</b>				
(1) 【その他届出事業所のみ回答】 届出上、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上開所している。			3か所 (0か所)	3か所 (0か所)
(2) 1年につき250日以上開所予定である。	0か所 (1か所)	2か所 (4か所)	5か所 (4か所)	7か所 (9か所)
<b>第2 放課後児童支援員等の数及び資格</b>				
(1) 【その他届出事業所のみ回答】 1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。			0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(2) 放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上（内、1人を除き補助員でも可）配置している。	12か所 (20か所)	1か所 (8か所)	1か所 (1か所)	14か所 (29か所)
(3) 放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して1年以内に当該研修を修了することが見込まれるもの（以下「放課後児童支援員のみなし適用職員」）を含む。）である。	3か所 (7か所)	11か所 (15か所)	0か所 (0か所)	14か所 (22か所)
(4) 放課後児童支援員及び補助員は専任である。	0か所 (0か所)	3か所 (3か所)	0か所 (0か所)	3か所 (3か所)
<b>第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積</b>				
(1) 児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。	13か所 (12か所)	2か所 (1か所)	0か所 (0か所)	15か所 (13か所)
(2) 【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。	3か所 (3か所)			3か所 (3か所)
(3) 児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。	8か所 (10か所)	1か所 (1か所)	0か所 (0か所)	9か所 (11か所)
(4) 【放課後キッズクラブのみ回答】 放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。	7か所 (7か所)			7か所 (7か所)
(5) 採光及び換気が確保されていること。	2か所 (2か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	2か所 (2か所)
(6) 衛生が確保されていること。	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)
(7) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である。	3か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	3か所 (0か所)
<b>第4 非常災害に対する措置</b>				
(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	6か所 (5か所)	2か所 (8か所)	0か所 (0か所)	8か所 (13か所)
(2) 非常災害に対する具体的計画を立てている。	4か所 (6か所)	5か所 (4か所)	0か所 (0か所)	9か所 (10か所)
(3) 緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。	1か所 (3か所)	5か所 (6か所)	2か所 (1か所)	8か所 (10か所)
(4) 非常災害に対する定期的な訓練（避難訓練、消火訓練をそれぞれ）を年2回以上実施している。	12か所 (22か所)	23か所 (23か所)	3か所 (2か所)	38か所 (47か所)
<b>第5 安全計画の策定と措置</b>				
(1) 利用児童の安全を確保するための取組計画（安全計画）を定めている。	6か所 (136か所)	14か所 (73か所)	0か所 (1か所)	20か所 (210か所)

項目		放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
(2)	安全計画を職員に対し周知し、定期的に（年1回以上）研修及び訓練を実施している。	22か所 (150か所)	23か所 (85か所)	1か所 (1か所)	46か所 (236か所)
(3)	安全計画に基づく取組の内容等を保護者へ周知している。	20か所 (145か所)	37か所 (84か所)	1か所 (3か所)	58か所 (232か所)
<b>第6 業務継続計画の策定と措置</b>					
(1)	感染症、非常災害等の発生時における、業務継続計画を策定している。	13か所 (-)	33か所 (-)	0か所 (-)	46か所 (-)
(2)	職員に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施している。	27か所 (-)	65か所 (-)	1か所 (-)	93か所 (-)
<b>第7 育成支援</b>					
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。	1か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (1か所)
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。	1か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (0か所)
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	0か所 (1か所)	1か所 (1か所)	2か所 (3か所)	3か所 (5か所)
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切に育成支援を行っている。	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)	0か所 (2か所)
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (0か所)	1か所 (0か所)
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。	8か所 (16か所)	14か所 (22か所)	4か所 (2か所)	26か所 (40か所)
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。	3か所 (2か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	3か所 (2か所)
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。	1か所 (0か所)	1か所 (1か所)	0か所 (0か所)	2か所 (1か所)
(9)	保護者と連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。	1か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (1か所)
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を整理し、全ての放課後児童支援員等が関係機関に対する報告等を必要時に行うことができるようにしている。	2か所 (0か所)	3か所 (1か所)	0か所 (1か所)	5か所 (2か所)
(11)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。	5か所 (15か所)	4か所 (8か所)	0か所 (2か所)	9か所 (25か所)
(12)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(13)	利用者の通学する学校と連携している。	1か所 (0か所)	4か所 (2か所)	1か所 (1か所)	6か所 (3か所)
(14)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	3か所 (6か所)	12か所 (14か所)	4か所 (2か所)	19か所 (22か所)
<b>第8 おやつ等の提供</b>					
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。	16か所 (16か所)	2か所 (2か所)	0か所 (0か所)	18か所 (18か所)
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	3か所 (2か所)	20か所 (8か所)	1か所 (11か所)	24か所 (21か所)
<b>第9 健康管理・衛生管理・安全確保</b>					
(1)	職員の健康診断を行っている。（採用時及び年1回）	20か所 (28か所)	44か所 (51か所)	1か所 (11か所)	65か所 (90か所)

項目		放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
(2)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。	0か所 (1か所)	31か所 (21か所)	0か所 (2か所)	31か所 (24か所)
(3)	必要な医薬品（医薬部外品等）、その他の医療品を備えている。	1か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)	1か所 (1か所)
(4)	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、研修及び訓練の実施に努めている。	19か所 (38か所)	32か所 (58か所)	2か所 (1か所)	53か所 (97か所)
(5)	感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めている。	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)
(6)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	0か所 (0か所)	1か所 (1か所)	0か所 (0か所)	1か所 (1か所)
(7)	施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生防止に努めている。	1か所 (1か所)	1か所 (0か所)	0か所 (0か所)	2か所 (1か所)
(8)	食中毒の発生時や疑いがある場合は、各区福祉保健課に連絡し、必要な措置を講ずるなど、拡大を防ぐ体制が整っている。	0か所 (0か所)	2か所 (1か所)	0か所 (0か所)	2か所 (1か所)
(9)	児童の事業所内外での活動、取組等のため、自動車を運行するときは、乗車及び降車の際、児童の所在を確認している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(10)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。	21か所 (30か所)	18か所 (23か所)	0か所 (0か所)	39か所 (53か所)

#### 第10 利用者への情報提供

(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。	2か所 (7か所)	3か所 (5か所)	1か所 (0か所)	6か所 (12か所)
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。	8か所 (3か所)	4か所 (7か所)	1か所 (0か所)	13か所 (10か所)

#### 第11 要望及び苦情への対応

(1)	要望及び苦情受付の窓口を決め、苦情対応の解決手続きについて、利用者に対して周知している。	0か所 (2か所)	2か所 (1か所)	0か所 (0か所)	2か所 (3か所)
(2)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	0か所 (0か所)	1か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (0か所)

#### 第12 備える帳簿

(1)	職員に関する帳簿が備えられている。	2か所 (1か所)	3か所 (3か所)	0か所 (12か所)	5か所 (16か所)
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。	0か所 (0か所)	2か所 (6か所)	0か所 (2か所)	2か所 (8か所)
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (11か所)	0か所 (11か所)
(4)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(5)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。	1か所 (0か所)	3か所 (1か所)	0か所 (0か所)	4か所 (1か所)
(6)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるように毎日つけられている。	1か所 (4か所)	9か所 (12か所)	2か所 (0か所)	12か所 (16か所)

【立入調査結果】口頭指導を実施した項目※括弧内は令和5年度の数値

項目	放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
<b>第1 開所時間及び開所日</b>				
(1) 【その他届出事業所のみ回答】 届出上、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上開所している。			0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(2) 1年につき250日以上開所予定である。	0か所 (1か所)	0か所 (3か所)	1か所 (1か所)	1か所 (5か所)
<b>第2 放課後児童支援員等の数及び資格</b>				
(1) 【その他届出事業所のみ回答】 1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。			0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(2) 放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上（内、1人を除き補助員でも可）配置している。	6か所 (8か所)	11か所 (4か所)	1か所 (0か所)	18か所 (12か所)
(3) 放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して1年以内に当該研修を修了することが見込まれるもの（以下「放課後児童支援員のみなし適用職員」）を含む。）である。	1か所 (6か所)	4か所 (6か所)	1か所 (0か所)	6か所 (12か所)
(4) 放課後児童支援員及び補助員は専任である。	0か所 (7か所)	4か所 (9か所)	0か所 (0か所)	4か所 (16か所)
<b>第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積</b>				
(1) 児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)
(2) 【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。	0か所 (0か所)			0か所 (0か所)
(3) 児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(4) 【放課後キッズクラブのみ回答】 放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。	0か所 (0か所)			0か所 (0か所)
(5) 採光及び換気が確保されていること。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(6) 衛生が確保されていること。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(7) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である。	1か所 (3か所)	0か所 (2か所)	0か所 (0か所)	1か所 (5か所)
<b>第4 非常災害に対する措置</b>				
(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	3か所 (2か所)	3か所 (9か所)	0か所 (1か所)	6か所 (12か所)
(2) 非常災害に対する具体的計画を立てている。	3か所 (9か所)	3か所 (5か所)	0か所 (0か所)	6か所 (14か所)
(3) 緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。	4か所 (2か所)	3か所 (1か所)	1か所 (0か所)	8か所 (3か所)
(4) 非常災害に対する定期的な訓練（避難訓練、消火訓練をそれぞれ）を年2回以上実施している。	5か所 (20か所)	10か所 (7か所)	1か所 (1か所)	16か所 (28か所)
<b>第5 安全計画の策定と措置</b>				
(1) 利用児童の安全を確保するための取組計画（安全計画）を定めている。	0か所 (71か所)	6か所 (42か所)	0か所 (2か所)	6か所 (115か所)

項目		放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
(2)	安全計画を職員に対し周知し、定期的に（年1回以上）研修及び訓練を実施している。	3か所 (80か所)	6か所 (46か所)	0か所 (2か所)	9か所 (128か所)
(3)	安全計画に基づく取組の内容等を保護者へ周知している。	2か所 (85か所)	7か所 (46か所)	0か所 (3か所)	9か所 (134か所)
<b>第6 業務継続計画の策定と措置</b>					
(1)	感染症、非常災害等の発生時における、業務継続計画を策定している。	27か所 (-)	24か所 (-)	0か所 (-)	51か所 (-)
(2)	職員に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施している。	27か所 (-)	32か所 (-)	0か所 (-)	59か所 (-)
<b>第7 育成支援</b>					
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	0か所 (1か所)	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (2か所)
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切に育成支援を行っている。	1か所 (2か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (2か所)
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。	1か所 (14か所)	2か所 (9か所)	0か所 (0か所)	3か所 (23か所)
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。	1か所 (1か所)	3か所 (0か所)	0か所 (0か所)	4か所 (1か所)
(9)	保護者と連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。	1か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (0か所)
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を整理し、全ての放課後児童支援員等が関係機関に対する報告等を必要時に行うことができるようにしている。	1か所 (1か所)	2か所 (0か所)	0か所 (0か所)	3か所 (1か所)
(11)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区子ども家庭支援課に事故報告書を提出している。	8か所 (15か所)	5か所 (2か所)	0か所 (0か所)	13か所 (17か所)
(12)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	0か所 (1か所)	2か所 (2か所)	0か所 (0か所)	2か所 (3か所)
(13)	利用者の通学する学校と連携している。	0か所 (0か所)	0か所 (2か所)	0か所 (0か所)	0か所 (2か所)
(14)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	1か所 (7か所)	9か所 (5か所)	1か所 (1か所)	11か所 (13か所)
<b>第8 おやつ等の提供</b>					
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。	1か所 (0か所)	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	1か所 (1か所)
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	1か所 (1か所)	7か所 (10か所)	1か所 (1か所)	9か所 (12か所)
<b>第9 健康管理・衛生管理・安全確保</b>					
(1)	職員の健康診断を行っている。（採用時及び年1回）	16か所 (21か所)	22か所 (28か所)	1か所 (0か所)	39か所 (49か所)

項目		放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
(2)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。	2か所 (0か所)	10か所 (8か所)	0か所 (2か所)	12か所 (10か所)
(3)	必要な医薬品（医薬部外品等）、その他の医療品を備えている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(4)	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、研修及び訓練の実施に努めている。	9か所 (19か所)	8か所 (9か所)	0か所 (1か所)	17か所 (29か所)
(5)	感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めている。	0か所 (1か所)	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (2か所)
(6)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	21か所 (18か所)	15か所 (21か所)	1か所 (1か所)	37か所 (40か所)
(7)	施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生防止に努めている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(8)	食中毒の発生時や疑いがある場合は、各区福祉保健課に連絡し、必要な措置を講ずるなど、拡大を防ぐ体制が整っている。	23か所 (15か所)	15か所 (18か所)	1か所 (1か所)	39か所 (34か所)
(9)	児童の事業所内外での活動、取組等のため、自動車を運行するときは、乗車及び降車の際、児童の所在を確認している。	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)
(10)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。	5か所 (18か所)	12か所 (10か所)	0か所 (0か所)	17か所 (28か所)
<b>第10 利用者への情報提供</b>					
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。	11か所 (10か所)	13か所 (9か所)	1か所 (1か所)	25か所 (20か所)
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。	8か所 (6か所)	5か所 (3か所)	0か所 (0か所)	13か所 (9か所)
<b>第11 要望及び苦情への対応</b>					
(1)	要望及び苦情受付の窓口を決め、苦情対応の解決手続きについて、利用者に対して周知している。	0か所 (10か所)	3か所 (3か所)	0か所 (1か所)	3か所 (14か所)
(2)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)
<b>第12 備える帳簿</b>					
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。	1か所 (6か所)	2か所 (4か所)	0か所 (0か所)	3か所 (10か所)
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。	2か所 (8か所)	3か所 (7か所)	0か所 (1か所)	5か所 (16か所)
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。	1か所 (4か所)	1か所 (1か所)	0か所 (0か所)	2か所 (5か所)
(4)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。	1か所 (1か所)	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	1か所 (2か所)
(5)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。	0か所 (0か所)	1か所 (1か所)	0か所 (0か所)	1か所 (1か所)
(6)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるように毎日つけられている。	7か所 (28か所)	20か所 (19か所)	0か所 (2か所)	27か所 (49か所)

【立入調査結果】文書指導を実施した項目※括弧内は令和5年度の数値

項目	放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
<b>第1 開所時間及び開所日</b>				
(1) 【その他届出事業所のみ回答】 届出上、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上開所している。			0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(2) 1年につき250日以上開所予定である。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
<b>第2 放課後児童支援員等の数及び資格</b>				
(1) 【その他届出事業所のみ回答】 1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。			0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(2) 放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上（内、1人を除き補助員でも可）配置している。	15か所 (35か所)	13か所 (12か所)	1か所 (2か所)	29か所 (49か所)
(3) 放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して1年以内に当該研修を修了することが見込まれるもの（以下「放課後児童支援員のみなし適用職員」）を含む。）である。	1か所 (4か所)	3か所 (3か所)	0か所 (0か所)	4か所 (7か所)
(4) 放課後児童支援員及び補助員は専任である。	2か所 (0か所)	1か所 (3か所)	1か所 (1か所)	4か所 (4か所)
<b>第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積</b>				
(1) 児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)
(2) 【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。	0か所 (0か所)			0か所 (0か所)
(3) 児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(4) 【放課後キッズクラブのみ回答】 放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。	0か所 (0か所)			0か所 (0か所)
(5) 採光及び換気が確保されていること。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(6) 衛生が確保されていること。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(7) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である。	1か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (0か所)
<b>第4 非常災害に対する措置</b>				
(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(2) 非常災害に対する具体的計画を立てている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(3) 緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(4) 非常災害に対する定期的な訓練（避難訓練、消火訓練をそれぞれ）を年2回以上実施している。	1か所 (2か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (2か所)
<b>第5 安全計画の策定と措置</b>				
(1) 利用児童の安全を確保するための取組計画（安全計画）を定めている。	5か所 (0か所)	6か所 (0か所)	0か所 (0か所)	11か所 (0か所)

項目		放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
(2)	安全計画を職員に対し周知し、定期的に（年1回以上）研修及び訓練を実施している。	6か所 (0か所)	7か所 (0か所)	0か所 (0か所)	13か所 (0か所)
(3)	安全計画に基づく取組の内容等を保護者へ周知している。	5か所 (0か所)	7か所 (0か所)	0か所 (0か所)	12か所 (0か所)
<b>第6 業務継続計画の策定と措置</b>					
(1)	感染症、非常災害等の発生時における、業務継続計画を策定している。	0か所 (-)	0か所 (-)	0か所 (-)	0か所 (-)
(2)	職員に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施している。	0か所 (-)	0か所 (-)	0か所 (-)	0か所 (-)
<b>第7 育成支援</b>					
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切に育成支援を行っている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。	1か所 (0か所)	2か所 (2か所)	0か所 (0か所)	3か所 (2か所)
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (1か所)
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。	1か所 (1か所)	1か所 (1か所)	0か所 (0か所)	2か所 (2か所)
(9)	保護者と連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を整理し、全ての放課後児童支援員等が関係機関に対する報告等を必要時に行うことができるようにしている。	0か所 (0か所)	2か所 (2か所)	0か所 (1か所)	2か所 (3か所)
(11)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区子ども家庭支援課に事故報告書を提出している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(12)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(13)	利用者の通学する学校と連携している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(14)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
<b>第8 おやつ等の提供</b>					
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
<b>第9 健康管理・衛生管理・安全確保</b>					
(1)	職員の健康診断を行っている。（採用時及び年1回）	7か所 (4か所)	6か所 (7か所)	0か所 (0か所)	13か所 (11か所)

項目		放課後 キッズクラブ	放課後 児童クラブ	その他 届出事業所	合計
(2)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。	0か所 (0か所)	1か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (0か所)
(3)	必要な医薬品（医薬部外品等）、その他の医療品を備えている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(4)	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、研修及び訓練の実施に努めている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(5)	感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(6)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(7)	施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生防止に努めている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(8)	食中毒の発生時や疑いがある場合は、各区福祉保健課に連絡し、必要な措置を講ずるなど、拡大を防ぐ体制が整っている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(9)	児童の事業所内外での活動、取組等のため、自動車を運行するときは、乗車及び降車の際、児童の所在を確認している。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(10)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。	8か所 (22か所)	13か所 (17か所)	0か所 (2か所)	21か所 (41か所)

#### 第10 利用者への情報提供

(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。	0か所 (0か所)	5か所 (1か所)	1か所 (0か所)	6か所 (1か所)
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)

#### 第11 要望及び苦情への対応

(1)	要望及び苦情受付の窓口を決め、苦情対応の解決手続きについて、利用者に対して周知している。	2か所 (0か所)	5か所 (1か所)	0か所 (0か所)	7か所 (1か所)
(2)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)

#### 第12 備える帳簿

(1)	職員に関する帳簿が備えられている。	2か所 (1か所)	2か所 (2か所)	0か所 (0か所)	4か所 (3か所)
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。	0か所 (0か所)	0か所 (3か所)	0か所 (1か所)	0か所 (4か所)
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。	1か所 (1か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	1か所 (1か所)
(4)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(5)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)
(6)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるように毎日つけられている。	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)	0か所 (0か所)